(8)　遮断器	一　［略］ 二　［略］ （一）～（六）　［略］ （七）　［略］	送電線路（電線路と一体的に工事が行われる送電線引出口の遮断器
1・2　［略］ 3　（一）　中欄の発電設備に係る遮断器であって、周波数低下による事故の拡大を防止するために設置するもののうち法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置	（八）　［略］	一　設置の工事
(9)　［略］ (10)　［略］ 3　［略］		
1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（中欄に掲げるものを除く。）の設置	［略］	［略］
4　［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置	4　［略］ 1・2　［略］	
4　［略］ 1・2　［略］		

(8)　遮断器	一　［略］ 二　［略］ （一）～（六）　［略］ （七）　［略］	送電線路（電線路と一体的に工事が行われる送電線引出口の遮断器
1・2　［略］ 3　（一）　中欄の発電設備に係る遮断器であって、周波数低下による事故の拡大を防止するために設置するもののうち法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置	（八）　［略］	一　設置の工事
(9)　［略］ (10)　［略］ 3　［略］		
1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（中欄に掲げるものを除く。）の設置	［略］	［略］
4　［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置	4　［略］ 1・2　［略］	
4　［略］ 1・2　［略］		